

< 参考資料 >

令和 8 年度新潟県青少年健全育成県民会議
会長表彰

被表彰者名簿

新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰被表彰者

■青少年

(敬称略)

氏名	市町村	主な功労等
ほんま ひろな 本間 海那	弥彦村	<p>○「若者の声を村政・教育に活かす」という弥彦村の方針のもと設置された弥彦ユースプランナーの委員として、創設以来中心となって活動している。県外在住ながら帰省やオンラインを活用して会議運営を支え、年少の構成員への意見を積極的に取り上げるなど、後輩の指導・育成にも尽力している。</p> <p>○若者の声を丁寧に掬い上げ、将来を見据えた村づくりに主体的に取り組む姿勢は高く評価される。</p>

■青少年健全育成功労者

(敬称略、五十音順)

氏名	市町村	主な功労等
いしぐろ いさお 石黒 功	柏崎市	<p>○柏崎市青少年健全育成市民会議の初代事務局長として庶務および会計事務を担い、円滑な組織運営を支えている。</p> <p>○街頭啓発活動やトライウォーク、青少年健全育成大集会などの実践活動では、準備から運営まで率先して行動し、市民の意識高揚に貢献している。誠実で献身的な姿勢は、地域における青少年健全育成の大きな推進力となっている。</p>
すずき まもる 鈴木 守	三条市	<p>○三条市青少年育成市民会議会員および青少年指導委員として活動し、体験活動や意見発表会、健全育成啓発事業の運営に積極的に参画している。</p> <p>○非行・犯罪被害防止のための巡回や街頭指導、環境浄化活動に尽力するとともに、指導委員会役員として運営にも携わり、長年にわたり三条市の青少年健全育成に大きく貢献している。</p>

<p>なかむら 中村</p> <p>あきら 明</p>	<p>新発田市</p>	<p>○17年にわたり地元の青少年健全育成会議会長として組織運営を担うとともに、あいさつ運動の先導、地域行事を通じたこどもたちの健全育成・地域の発展に尽力している。</p> <p>○市民会議の理事・常任理事を歴任し、経験を活かした提案や事業運営への積極的な参画により、組織運営の発展に大きく寄与している。</p>
<p>ほんだ 本多</p> <p>かつとし 勝利</p>	<p>五泉市</p>	<p>○橋田地区青少年健全育成協議会の活動に尽力し、令和元年度からは会長として組織運営と指導にあたってきた。特に、小学校運動会を地域運動会として位置付け、地域一体による見守り体制を構築するとともに、会則改定により人口減少下でも持続可能な運営体制を確立した点は、橋田地区の青少年健全育成に大きく貢献している。</p> <p>○令和4年度からは市民会議の運営委員としても活動に尽力している。</p>
<p>やなぎさわ 柳澤</p> <p>ゆきこ 由紀子</p>	<p>長岡市</p>	<p>○長岡市子ども会連絡協議会の常任理事として活動し、子ども会の支援を通じて青少年健全育成に尽力している。</p> <p>○平成22年からはリーダースクラブ会員として次世代リーダーの育成にも貢献。主任児童委員としての経験を活かし、常にこどもに寄り添った活動を行い、信頼も厚い。今後も地域における青少年健全育成への更なる貢献が期待される。</p>

■青少年健全育成功労団体

(敬称略)

氏名	市町村	主な功労等
<p>やひこむらしゃかい 弥彦村社会</p> <p>きょういくいいん 教育委員</p> <p>かい の会</p>	<p>弥彦村</p>	<p>○家庭・地域の教育力向上と地域づくり、社会教育のネットワーク形成を目的に各種事業を展開しており、年2回のあいさつ運動や、保育園・小中学校と連携した街頭活動などに取り組んでいる。</p> <p>○「若者の声を行政・教育に」という弥彦村の方針を踏まえ、「弥彦ユースプランナー」の企画・立上げ・運営に協力している。R7年度には中学生へアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめて村へ提言した。</p> <p>○地域づくり交流会では若者の参画を促し、ボランティア活動の活性化に寄与するなど、地域づくりに大きく貢献している。</p>

<参考資料>

令和8年度新潟県青少年健全育成県民会議

会員名簿

※個人会員を除く

新潟県青少年健全育成県民会議会員名簿

正会員(団体)(会員数 54)

名 称	名 称
魚沼市青少年健全育成市民会議	新潟県私立中学高等学校協会
NHK新潟放送局	新潟県私立保育園・認定こども園連盟
(一社)ガールスカウト新潟県連盟	(公財)新潟県スポーツ協会
柏崎市青少年健全育成市民会議	新潟県中学校体育連盟
加茂市青少年育成団体連絡協議会	新潟県町村会
刈羽村青少年育成村民会議	新潟県婦人連盟
五泉市青少年健全育成市民会議	新潟県保育士会
佐渡市青少年健全育成市民会議	新潟県保育連盟
三条市青少年育成市民会議	(公社)新潟県防犯協会
新発田青少年健全育成市民会議	新潟県保護司会連合会
上越市地域青少年育成会議協議会	(一社)新潟県母子寡婦福祉連合会
青少年育成出雲崎町民会議	(一財)新潟県民生委員児童委員協議会
青少年育成小千谷市民会議	新潟県幼稚園・こども園連盟
青少年育成関川村民会議	新潟市青少年育成協議会
たいない青少年育成会議	(株)NST新潟総合テレビ
青少年育成南魚沼市民会議	(株)新潟日報社
聖籠町青少年健全育成町民会議	新潟モラロジー事務所
津南町青少年育成町民会議	村上市青少年健全育成市民会議
燕市青少年育成協議会	(株)UX新潟テレビ21
(株)テレビ新潟放送網	
十日町市青少年育成市民会議	
長岡市子ども会連絡協議会	
新潟県健民少年団連合会	
新潟県興行生活衛生同業組合	
新潟県高等学校体育連盟	
新潟県高等学校長協会	
新潟県高等学校PTA連合会	
新潟県公民館連合会	
(一社)新潟県子ども会育成連合会	
新潟県市長会	
新潟県児童館・児童クラブ連絡協議会	
(福)新潟県社会福祉協議会	
新潟県小学校長会	
新潟県商工会青年部連合会	
新潟県小中学校PTA連合会	

新潟県青少年健全育成県民会議名簿

協力会員(会員数 107)

名 称
朝日酒造(株)
(株)アイノス
伊米ヶ崎建設(株)
岩塚製菓(株)
(株)内山大鍛冶屋
越後天然ガス(株)
NTT東日本新潟支店
(株)エフエムラジオ新潟
大島電気(株)
大村建設(株)
岡田土建工業(株)
(株)荻荘電機
(株)小野組
(株)下越道路
(株)加賀田組
(株)笠原建設
菊水酒造(株)
麒麟山酒造(株)
銀山開発(株)
(株)クラレ新潟事業所
(株)グローバルネットコア
(株)興和
(株)坂詰組
(株)坂電工業
(株)サクマ
(福)桜井の里福祉会
(有)さくら電気
サトウ食品(株)
澤根建設(株)
三条信用金庫
新発田ガス(株)
(株)島田組
(株)ジャパンネット
上越ケーブルビジョン(株)
上越舗道(株)

名 称
新栄電装(株)
信越工業(株)
進展工業(株)
新和コンクリート工業(株)
(株)スガイ
(株)ソーゴ
曾根建(株)
(株)たかだ
高橋土建(株)
(株)タカヨシ
(株)武江組
(株)種村建設
(株)千代田設備
(株)堤組
デビフペット(株)
(株)ドコモCS新潟支店
富山電気(株)
長岡信用金庫
(大)長岡造形大学
(福)長岡福祉協会
(株)ナカショク
ナミックス(株)
(株)新潟印刷
新潟県外壁補修工事業協同組合
(一社)新潟県環境衛生中央研究所
(株)新潟ケンペイ
新潟県防水工事業協同組合
新潟県労働金庫
新潟巧測(株)
新潟国際情報大学
(学)新潟医療学園 新潟柔整専門学校
新潟信用金庫
新潟総合警備保障(株)
新潟中央青果(株)
新潟トヨタ自動車(株)

新潟県青少年健全育成県民会議名簿

協力会員(会員数 107)

名 称
新潟プレハブ工業(株)
西田建設(株)
日建運輸(株)
(株)ニットク
(株)日本建機
日本歯科大学新潟生命歯学部
日本生命保険(相)新潟支社
(株)ハピネス
原信ナルスオペレーションサービス(株)
(株)光建設
(株)廣瀬
(株)福田組
福田道路(株)
(株)藤田組
(株)文明屋
北越運送(株)
北越工業(株)
北陸ガス(株)
(株)本間組
(株)本間自動車
(株)ホンダワークス
(株)丸山工務所
(株)水倉組
ミツワ興業(株)
(株)三原田組
(株)村尾技建
村上自動車(株)
村上信用金庫
(株)森下組
(株)諸橋工務店
安田建設(株)
(株)山木組
(株)山崎建設
(株)吉久建設
(株)リンコーコーポレーション

名 称
(株)鷺尾組

※ 掲載を希望しない 1社

< 参考資料 >

- 新潟県青少年健全育成県民会議規約
- 新潟県青少年健全育成県民会議規約細則
- 新潟県青少年健全育成県民会議事務局規程
- 新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰規程

新潟県青少年健全育成県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、新潟県青少年健全育成県民会議という。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所は、新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年健全育成の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して、あすの新潟県をになう心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における青少年育成活動を支援するための事業
- (2) 青少年としての自覚と責任を高めるための事業
- (3) 家庭の健全化を図るための事業
- (4) 社会環境の整備を図るための事業
- (5) 青少年の非行防止のための事業
- (6) 青少年育成市町村民会議等の活性化に資するための事業
- (7) その他、この会議の目的を達成するための事業

第3章 構 成

(組 織)

第5条 この会議は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体をもって組織する。

(会 員)

第6条 この会議の会員は、正会員及び協力会員とする。

2 正会員は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

3 協力会員は、第3条の目的に賛同し入会した、この会の運営に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 この会議の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出して、会長の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 この会議の会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出しなければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会 費)

第9条 この会議の会員の会費は、別表のとおりとする。

2 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事（会長、副会長含む） 10人以内
- (4) 監事 2人

(役員職務)

第11条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計及び会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選出及び任期)

第12条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第5章 会議

(機関)

第13条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第14条 総会は、この会議の議決機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項について議決する。
 - (1) 予算及び事業計画に関すること。
 - (2) 決算及び事業報告に関すること。
 - (3) 規約の改正に関すること。
 - (4) その他総会が必要と認める事項。
- 3 総会は、正会員の3分1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他理事会が必要と認める事項

3 理事会の議長は会長がこれをつとめる。

4 理事会は、第1項に規定する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第14条第3項及び第4項、第15条第4項及び5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第6章 部 会

(部 会)

第17条 この会議に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉会長)

第18条 この会議に、総会の承認を得て、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会務について会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べることができる。

(顧 問)

第19条 この会議に、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

第7章 事 務 局

(事務局)

第20条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 会 計

(会計年度)

第21条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この会議の経費は、会費・助成金・その他の収入をもって充てる。

第9章 補 則

(委 任)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(施行期日)

第 24 条 この規約は、昭和 55 年 4 月 26 日から施行する。

附則 この規約は、昭和 60 年 5 月 9 日から施行する。

附則 この規約は、平成 2 年 5 月 11 日から施行する。

附則 この規約は、平成 3 年 5 月 10 日から施行する。

附則 この規約は、平成 8 年 5 月 13 日から施行する。

附則 この規約は、平成 10 年 5 月 25 日から施行する。

附則 この規約は、平成 12 年 5 月 23 日から施行する。

附則 この規約は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 1 この規約は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

- 2 この規約の施行の際、現に改正前の規約第 6 条に規定する賛助会員である者は、改正後の規約第 6 条に規定する協力会員となるものとする。

別 表

- 1 当会議の規約第 9 条による会費の額は、下記のとおりとする。
- 2 この会費納入の時期は、毎年 6 月末日までとする。
- 3 新規加入者については、加入申込の際に納入するものとする。

区 分		会 費	
正 会 員	個 人	年間 1 口 2,000 円	1 口以上
	団 体	年間 1 口 3,000 円	1 口以上
協力会員	個人・団体	年間 1 口 10,000 円	1 口以上

新潟県青少年健全育成県民会議規約細則

青少年育成新潟県民会議細則（昭和 41 年 10 月 17 日施行）の全部を改正する。

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、新潟県青少年健全育成県民会議規約第 2 3 条の規定に基づき、県民会議の規約の施行について必要な事項を定める。

（入会及び退会）

第 2 条 規約第 7 条及び第 8 条で規定している、別に定める入会申込書及び退会届は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 入会申込書（個人会員） | 別記様式第 1 号 |
| (2) 入会申込書（団体会員） | 別記様式第 2 号 |
| (3) 入会申込書（個人協力会員） | 別記様式第 3 号 |
| (4) 入会申込書（団体協力会員） | 別記様式第 4 号 |
| (5) 退会届 | 別記様式第 5 号 |

（協力会員の権能）

第 3 条 協力会員は、毎年度の県民会議事業計画及びこれに伴う収支予算並びに前年度の収支決算の報告を会長から受けるものとする。

2 協力会員は、前項の報告に基づき、県民会議の事業の運営について会長に意見を述べることができる。

（協力会員の特典）

第 4 条 協力会員は以下に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 協力会員証の配付
- (2) 県民会議が発行する機関誌、青少年問題に関する各種の情報、資料等の優先的配付。
- (3) 団体協力会員は、県民会議の機関誌等に団体名を掲載し、協力会員として青少年の健全育成の推進に寄与していることを広く周知。

（附則）

この細則は、昭和 55 年 4 月 26 日から施行する。

この細則は、平成 12 年 5 月 23 日から施行する。

この細則は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

この細則は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 省略

新潟県青少年健全育成県民会議事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟県青少年健全育成県民会議規約第20条の規定に基づき、新潟県青少年健全育成県民会議事務局（以下「事務局」という。）の運営について必要な事項を定める。

(事 務 局)

第2条 この会議の事務局は、新潟県福祉保健部子ども家庭課に置く。

(事務局職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事務局長	1 人
事務局次長	1 人
書記	若干名

2 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 書記は、上司の命を受けて事務を処理する。

(職員の服務)

第4条 職員の服務については、新潟県職員の例に準ずる。

(職員の給与)

第5条 職員の給与は、予算の範囲内において支給するものとし、具体的事項については別に定める。

(職務権限)

第6条 この会議の業務は、会長の決裁を経てこれを行う。ただし、会長がその権限を委任した事項については、この限りではない。

第7条 前条ただし書の規定に基づき、会長が事務局長に委任する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物品の調達、保管に関すること。
- (2) 事務局職員の出張に関すること。
- (3) その他軽易な事務の処理に関すること。

(文 書)

第8条 文書の收受・発送は、文書処理簿を備えて記録整理するものとする。

2 文書の記号は、「青会」とし、会計年度毎の一連番号を付するものとする。ただし、軽易なものはこの限りではない。

(予算の執行)

第9条 収入及び支出は、会長の決裁をもってこれを執行する。ただし、100万円以下の収入・支出については事務局長が専決できるものとする。

(費用弁償)

第10条 役員及び事務局員が業務のため出張するときは、費用弁償を行うものとする。

2 前項の費用弁償の額は、新潟県職員旅費の支給の例とする。

(帳簿)

第 11 条 事務局に備えつける帳簿は、次のとおりとする。

会員名簿
役員名簿
予算整理簿
現金出納簿
財産台帳
証拠書類

(公印)

第 12 条 事務局に備えつける公印の種類、印影、寸法個数及び看守者は、別表のとおりとする。

(会計調書)

第 13 条 会計経理上使用する調書等の様式は、別に定める。

(事務処理)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(附則)

この規程は、昭和 55 年 4 月 26 日から施行する。
この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 12 年 5 月 23 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰規程

1 趣 旨

この規程は、次代を担う青少年の育成を図るため、優れた活動を行っている青少年、青少年団体及び青少年の健全育成に功労のある者や関係団体等を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

2 表 彰

新潟県青少年健全育成県民会議会長は、次に掲げるものを表彰する。

- (1) 青少年
- (2) 青少年団体
- (3) 青少年健全育成功労者
- (4) 青少年健全育成功労団体
- (5) 青少年育成市町村民会議

3 被表彰者の決定

被表彰者については、新潟県青少年健全育成県民会議理事会において決定する。

4 表彰の方法

表彰は、毎年、新潟県青少年健全育成県民会議において、表彰状を授与して行う。
また、表彰状の授与のほか、副賞を授与して行うことができる。
ただし、特別な事情があるときは、随時行うことができる。

5 委任

この規程の定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 施行期日

この規程は、平成 14 年 5 月 24 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰実施要綱

平成15年 2月 5日制定

平成15年 6月24日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰規程に基づき、表彰事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者の数)

第2条 被表彰者の数は、毎年度定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第3条 推薦基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により基準によることが適当でない場合、推薦者は新潟県青少年健全育成県民会議に協議するものとする。

(欠格条項)

第4条 前条の推薦基準に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、推薦の対象にしないものとする。

(1) 破産者又は禁治産者若しくは準禁治産者

(2) 本人又はその関係する法人等が犯罪容疑により警察官又は検察官等の取調べを受けた場合。
ただし、当該容疑につき、不送致又は不起訴の決定があった場合はこの限りでない。

(3) 本人又はその関係する法人等が刑事事件により起訴されている場合又は刑に処せられた場合(刑の消滅した場合を除く。)

(4) 同一功勞により、国の中央機関又は国の中央団体表彰、新潟県知事表彰、新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰を受けているもの

(表彰候補者の推薦)

第5条 市町村の長又は教育長は、新潟県青少年健全育成県民会議会長に対し、次の様式により別に通知する日までに、表彰候補者を推薦するものとする。

(1) 青少年 …………… 別紙様式1

(2) 青少年団体 …………… 別紙様式2

(3) 青少年健全育成功労者 …………… 別紙様式1

(4) 青少年健全育成功労団体 …………… 別紙様式2

(5) 青少年育成市町村民会議 …………… 別紙様式3

別表第1

<p>青少年</p>	<p>年齢が26歳未満（毎年4月1日現在）で、次の各号のいずれかの活動に3年以上継続して取り組み、他の青少年の模範となっているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭環境、身体の不自由等を克服し、学校や職場、地域社会等での活動に積極的に取り組み、他の青少年の模範となっている者 2 地域社会への参加活動を率先して実践している者 3 各種の地域課題解決に向けた活動に、積極的に取り組んでいる者 4 その他、他の青少年の模範となる活動を行っている者
<p>青少年団体</p>	<p>構成員の半数以上が30歳未満（毎年4月1日現在）の青少年で構成されている団体で、次の各号のいずれかの活動に5年以上取り組み、他の模範となっている団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実体験の機会や場作り等、子どもの心と体を育む活動 2 児童・高齢者・心身障害者の福祉等、地域の福祉向上の活動 3 地域の環境点検・浄化・美化・整備等、住み良い地域づくり活動 4 伝統文化の継承や振興、新しい地域文化の創造や向上の活動 5 地域住民のふれあいや交流の促進等、地域連帯づくり活動 6 国際理解を深める活動や国際的な協力活動 7 省資源・省エネルギー、自然環境保護等、地球環境を守るための活動 8 その他、上記以外で、時代の新しい課題に取り組んでいる活動
<p>青少年健全育成功労者</p>	<p>年齢が30歳以上（毎年4月1日現在）で、次の各号のいずれかの活動に10年以上継続し取り組み、青少年の育成指導者として、他の模範となっているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自らが所属する団体にとどまらず、広く地域の青少年団体・グループの組織づくりとその育成指導の活動で、成果をあげている者 2 青少年の保護・育成・指導等の活動で、成果をあげている者 3 青少年育成県民運動の推進に携わり、組織づくりや活動の充実に貢献した者 4 その他、青少年の育成指導者として、他の模範となっている者

<p>青少年健全育成成功労団体</p>	<p>青少年育成市町村民会議以外の団体で、次の各号のいずれかの活動に10年以上取り組み、他の模範となっている団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民の青少年育成に対する関心と実践の機運を高める活動 2 青少年の生活体験や実体験の場や機会の充実を図る活動 3 青少年の自主活動やボランティア活動を奨励・支援する活動 4 青少年の社会参加活動を促す活動 5 青少年のための施設の整備・充実を図る活動 6 「家庭の日」の普及や家庭の教育力を高める活動 7 地域の学校教育の支援や学校と青少年育成の諸活動の連携を深める活動 8 有害環境の除去活動や地域の地球環境を良くする活動 9 青少年指導者の発掘・養成・確保のための活動 10 青少年の非行防止のための活動 11 その他、地域の新しい課題の解決に向けた取組の活動
<p>青少年育成市町村民会議</p>	<p>新潟県青少年健全育成県民会議に加入している市町村民会議又はこれと類似した目的をもつ組織（以下「市町村民会議等」という。）で、次の各号のいずれかの活動に3年以上取り組み、他の模範となっている市町村民会議等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民の青少年育成に対する関心と実践の機運を高める活動 2 青少年の生活体験や実体験の場や機会の充実を図る活動 3 青少年の自主活動やボランティア活動を奨励・支援する活動 4 青少年の社会参加活動を促す活動 5 青少年のための施設の整備・充実を図る活動 6 「家庭の日」の普及や家庭の教育力を高める活動 7 地域の学校教育の支援や学校と青少年育成の諸活動の連携を深める活動 8 有害環境の除去活動や地域の地球環境を良くする活動 9 青少年指導者の発掘・養成・確保のための活動 10 青少年健全育成団体への支援や連携を深める活動 11 青少年の意見発表の機会を設ける活動 12 その他、地域の新しい課題の解決に向けた取組の活動